

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る
権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成 29 年滋賀県条例第 22 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 産業競争力強化法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 (回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画に係る中小企業者等の事業の再生の促進に資するものであると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 産業競争力強化法第2条第15項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(4)から(6)まで 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略 (回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画に係る中小企業者等の事業の再生の促進に資するものであると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(4)から(6)まで 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>